

公益社団法人鶴見法人会

hot Line

2015

3

March



No.531

SCHEDULE

主要行事予定

平成 27 年 1 月～3 月

3 月

2 日(月) 一般不可

●青年部会正副部会長会議

【場 所】 法人会会議室

【時 間】 19:00～

4 日(水) 一般不可

●新入会員のつどい

【場 所】 ベストウェスタン横浜

【時 間】 受付 17:30 開会 18:00

6 日(金) 一般不可

●平成 26 年度

県法連青年部会連絡協議会セミナー

【場 所】 吉池旅館

【時 間】 受付 15:00 開会 15:30

【特別講演】 講師：田中理恵 氏

(東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会理事) 演題「未定」

6 日(金) 一般不可

●鶴見中央支部幹事会

【場 所】 法人会会議室

【時 間】 18:00～

9 日(月) 一般不可

●青年部会役員会

【場 所】 法人会会議室

【時 間】 19:00～

12 日(木) 一般可

●映画鑑賞会

【場 所】 サルビアホール

【時 間】 受付 13:30 開演 14:00

上映タイトル「そして父になる」

監督：是枝裕和 主演：福山雅治

15 日(日) 一般可

●地域振興助成事業

愛と絆♡つるみ春のジョイントコンサート

【場 所】 サルビアホール

【時 間】

昼の部 開場 13:00 開演 13:30

夜の部 開場 17:00 開演 17:30

25 日(水) 一般可

●新設法人説明会

【場 所】 法人会会議室

【時 間】 13:30～

4 月

24 日(金) 一般可

●決算法人説明会

【場 所】 法人会会議室

【時 間】 13:30～

5 月

14 日(木) 一般可

●平成 27 年度第 33 回

源泉所得税研修会第一講・開講式

【場 所】 法人会会議室

【時 間】 15:00～

【テーマ】 源泉所得税の実務（初級）

【内 容】 初めての源泉徴収（鶴見税務署）
住民税について（横浜市特別徴収センター）

19 日(火) 一般不可

●青年部会 平成 26 年度事業報告会

【場 所】 ホテルリブマックス

横浜鶴見 2 階会議室

【時 間】 受付 17:45 開会 18:00

21 日(木) 一般可

●新設法人説明会

【場 所】 法人会会議室

【時 間】 13:30～

21 日(木) 一般不可

●女性部会 平成 26 年度活動報告会

【場 所】 ベストウェスタン横浜

22 日(金) 一般可

●決算法人説明会

【場 所】 法人会会議室

【時 間】 13:30～

Profile

生麦支部 サンケイ屋根工業(株)

代表取締役 中村 学 氏

中村 淳知 (長男)

中村 夏音 (長女)

中村 瑠海 (二女)

中村 葵 (三女)

中村 心美 (四女)



INDEX

新年賀詞交歓会	1～3
事業Report	4
横浜市からのお知らせ	5
署からのお知らせ	6～8
新入会員紹介／税務無料相談	9

募集中！

※会員ご家族の思い出に、表紙のモデルさん募集中！お問い合わせは、事務局 045-521-2531 まで

＊＊＊ 新年賀詞交歓会 ＊＊＊

平成27年1月26日(月)18時～ 崎陽軒 本店(西区高島2-13-12)



明けましておめでとうございます。会員の皆様には、つつがなく新年をお迎えになりましたことをお慶び申し上げます。山田鶴見税務署副署長、征矢鶴見区長、自治連小山会長をはじめ御来賓の皆様には、お忙しい中、ご臨席賜り誠にありがとうございます。

昨年の暮れに、急な衆議院選挙があり、安倍政権の続投となり経済政策も継続となりました。この経済政策により大企業は恩恵を受けておりますが中小企業にはその恩恵がいまだありません。中小企業にも早く春が来ることを願っております。

こんな経済状態の為、会員の減少に歯止めがかからず、法人会の運営もかなりきつくなっています。会員増強が大きな課題となっております。会員の皆様には、会員増強にお力添えをお願い申し上げます。

鶴見法人会は公益社団法人へ移行して4年目を迎えます。この間、地域貢献としてさまざまの企画をおこなってまいりました。26年度の事業といたしまして2月10日に岩田公雄先生をお迎えして「時代の風—政治経済の変化を読むー」を演題に新春講演会、3月12日には女性部会主催の映画鑑賞会「そして父になる」、3月15日には地域振興助成事業クラシックコンサート、いずれもサルビアホールにておこないます。会員の皆様にはご参加をお願いするとともに、近隣にも周知のほどお願い申し上げます。

結びとりますが、本年が会員の皆様にとって素晴らしい年となりますことを祈念申し上げまして、年頭の挨拶とさせていただきます。

公益社団法人鶴見法人会 会長 長谷川 勝一



鶴見税務署 副署長 山田真介様

新年あけましておめでとうございます。

公益社団法人鶴見法人会の皆様には、平素から税務行政全般に対しまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

鶴見法人会におかれましては、公益社団法人として、各種説明会やイベントを通じた租税教育活動や、多彩な社会貢献活動を積極的に展開され、地域社会の健全な発展に多大なる貢献をしておられます。

鶴見法人会が、その組織力を發揮していただき、公益社団法人として地域社会の健全な発展のために担う役割と期待に応えるとともに、会員企業や他の団体とも連携を図られることで魅力ある事業活動を今後とも展開されますことを、心よりご期待申し上げます。

さて、まもなく確定申告の時期を迎えます。鶴見税務署では、本年の確定申告におきましても、e-Taxの利用促進に取り組んでまいります。会員の皆様におかれましては、ご自身の申告には、是非ともe-Taxによる確定申告書の作成と早期提出、並びに期限内納付をお願い申し上げます。

また、御社の社員の皆様につきましても、是非ともe-Taxによる確定申告の提出をしていただきますよう推奨のほど、お願い申し上げます。

鶴見法人会の皆様方には、いつもお願いばかりで誠に申し訳ございませんが、今後とも税に対する良き理解者として、引き続き暖かいご支援とご協力を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

結びにあたりまして、新しい年が公益社団法人鶴見法人会の更なる御発展と会員の皆様の御健勝並びに御事業の御繁栄の年となりますよう心より祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。



神奈川県税事務所 副所長 香川康夫様

皆様、新年あけましておめでとうございます。神奈川県税事務所副所長の香川でございます。本日は、本来であれば所長の高畠からごあいさつ申し上げるべきところでございますが、公務重なりましたことから、私からごあいさつ申し上げます。所長の高畠から、皆様にくれぐれもよろしくお伝えするよう申し付かっております。鶴見法人会の皆様方におかれましては、すこやかに新年を迎えたこととお慶び申し上げます。昨年中は、長谷川会長さんをはじめ、会員の皆様には、本県の税務行政の円滑な運営にあたりまして、多大なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。会長さんをはじめ、皆様のお話を伺い、また、会報を読ませていただきますと、鶴見法人会におかれましては、公益社団法人として、地域に根ざした様々な社会貢献事業などを積極的に展開されておられることが伺われ、地域貢献、社会貢献につながる熱心な活動に対しまして、深く敬意を表するものであります。さて、本県は黒岩県政となり4回目の新年を迎えたしました。この間、県財政を取り巻く環境は厳しい状況が続いておりますが、そのような中におきましても、「いのち輝くマグネット神奈川」の旗印のもと、各種施策の推進に取り組んでおります。「いのち」を輝かせる」施策としましては、原発に過度に依存しない安全で災害に強い分散型エネルギー社会の構築に向けて、太陽光発電の普及やスマートハウスの導入促進などに徹底的に取り組んだほか、超高齢化社会を乗り切る神奈川モデル「ヘルスケア・ニューフロンティア」を世界に発信し、三つの特区を活用して最先端医療の追求や未病を治す取組み、介護・医療など生活支援ロボットの実用化などを、強力に推進しております。また、「マグネット」に磨きをかける」施策としましては、地域の個性を最大限に生かし、人を引きつける神奈川づくりに 積極的に取り組んでおります。私ども、税務行政に携わるものといたしましては、これらの施策を着実に推進する上で県財政の根幹をなす税収確保を図ることの重要性を認識し、日々業務に取り組んでおります。そして、その一環として、個人住民税の特別徴収の完全実施に向け、県内市町村と協力して取り組んでいるところです。これまで以上に公正かつ適正な賦課徴収業務を推進し、県民の皆様から信頼される税務行政を目指して努力してまいりますので、更なるお力添えを賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。結びに当たりまして、鶴見法人会の益々のご発展と、会員の皆様方のご健勝並びに事業のご繁栄を祈念申し上げまして、新年のあいさつとさせていただきます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。



乾杯 公益社団法人鶴見法人会 副会長 大島正之



横浜市鶴見区長 征矢雅和様

明けましておめでとうございます。鶴見区長の征矢です。本日は、「鶴見法人会 新年賀詞交歓会」にお招きいただきまして、ありがとうございます。

鶴見法人会は、卸売業、飲食業、不動産業、サービス業、運輸、製造業など、幅広い業種の方々が集まる組織で、会員数が1800社を超えると伺っております。そのため、皆様方には、日ごろから、さまざまな機会や場面、活動を通して、区政の推進に、格別の御理解と御協力をいただいておりますことを、厚くお礼申し上げます。

また、税の知識の普及啓発だけでなく、こどもアドベンチャーや本日も受領式に立ち会わせていただきましたが、善意銀行へのご寄付、また区内の様々なイベントへの協賛など、併せてお礼申し上げます。

さて、鶴見区では、現在、『笑顔と元気の輪が広がるまち「つるみ』を基本目標に据え、区民の皆様の利便性向上や安全・安心の確保、地域経済の活性化のため、様々な取組を進めております。

JR鶴見駅東口では、駅前広場の整備が完了間近となりました。また、横浜環状北線の整備も平成28年度の完成を目指して順調に進んでおります。

鶴見の玄関口である鶴見駅のさらなる利便性の向上や、交通ネットワークの整備は、魅力ある鶴見に区内外からの積極的な誘客のための大きな力となると考えております。

また、ソフト面に目を転じると、昨年は区内の企業・団体と防災に関する協定を締結しました。災害発生時に区民の皆様の生命をお守りするため、地域と連携した対策を進めております。

平成27年も様々な取り組みを進めていくと準備を進めておりますので、法人会様にも、様々な場面で御協力いただければと思っております。

さて、経済指標などを見ますと、景気は緩やかに持ち直しているようではありますか、原発の再稼働問題や消費税率のアップの先送りなど、今後も経済状況は不透明な部分が多い中ではありますが、区民や事業者の皆様とともに、鶴見区を一層元気な街にしてまいりたいと考えておりますので、「鶴見法人会」の皆様におかれましては、一層の御支援・御協力をよろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、「鶴見法人会」のますますの御発展、並びに、ここに御臨席の皆さまの御健勝と御多幸を心より祈念いたしまして、簡単ではございますが、私のあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。



東京地方税理士会鶴見支部長 庭野章彦様

新年、明けましておめでとうございます。

鶴見法人会会員の皆様におかれましては、健やかに新年を迎えたことと心からお慶び申し上げます。

また、鶴見法人会会員の皆様には日頃より多大なご支援とご協力いただいておりますことをこの場をお借りしてあらためて御礼申し上げます。

今年は鶴見税理士会の役員改選の年にあたり鶴見支部現執行部の任期も残すところあと二か月と少しとなりました。4月からは新執行部が会務運営を担うこととなります。鶴見法人会会員の皆様には今まで以上のご支援とご協力をお願いする次第でございます。

今年1月1日から改正相続税法が施行され、平成6年の改正以後変わることのなかった相続税の基礎控除額が4割減額されることの影響は、いよいよ今年から現れることとなります。

そのような状況を踏まえ鶴見税理士会では独自事業として平成26年度から各月最終土曜日に行われる鶴見銀座商店街の鶴銀ドット来いにおいて無料税務相談会を開催しております。

また、今月から一般納税者を対象として相続税に特化したセミナー・相談会を開始いたしました。

さて、昨年末には衆議院の突然の解散の後、総選挙が行われまた、予定されていた今年10月からの消費税増税が延期されることとなりました。

さらに量的緩和をはじめとする所謂アベノミクスは継続されることが確実となりました。

現時点では昨年の消費税率8%の増税や急速な円安の影響もあり、我々の顧問先である中小事業者がその恩恵を実感するまでには至っていない状況であります。

日本の外に目を向ければ、年始早々物騒な事件が起きております。今年は世界中で行き過ぎたグローバリズムと格差の拡大の見直しが始まる年になるのではないかと感じております。

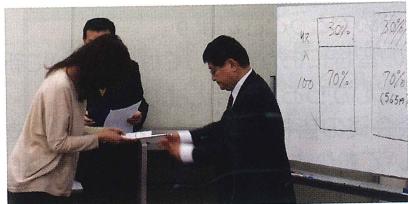
結びにあたりまして鶴見法人会と本日ご出席の方々のご健勝と益々のご事業の発展を祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございます。

事業 Report

税法研修会

1月9日(金)・16日(金)・23日(金)
30日(金)・2月6日(金)
税制・税務委員会

鶴見税務署法人課税第一部門西上席国税調査官を講師にお迎えし、全5回にわたり、法人税の基礎についての研修会をおこなった。最終日には出席率良好な13名の受講者には福原税務・税制委員長より受講証書と記念品を手渡した。



鶴見七福神めぐり

1月11日(日)
厚生事業等推進委員会

鶴見七福神愛護会が主催する「2015年鶴見七福神めぐり」に11名が参加し、熊野神社(福禄寿)・鶴見神社(寿老人)・總持寺(大黒天)・東福寺(毘沙門天)・正泉寺(恵比寿神)・安養寺(弁財天)・松蔭寺(布袋尊)までの七福神めぐりをおこなった。当日は、鶴見歴史の会のガイドによる説明があり、普段は何気なく歩いていた町にこんな歴史やいわれがあったのかを知る良い機会になった。



第33回横浜7法人会青年部会 エキサイティングセミナー

1月17日(土)
横浜7法人会青年部会

第一部「租税教育でギネスに挑戦」では、ギネス公式認定員により、記録挑戦の条件や諸注意が伝えられた後、主管であります南法人会青年部部会長の江塚氏が先生役となり、小学生向け租税教育スタート、税金とはなにか?なぜ必要か?という税務の根源にかかる問い合わせを、小学生でもわかるように時折、クイズなども交えて説明。公会堂に着座した小学生たちは、集中して聞き入っていた。寝ていたり、携帯電話を見ている参加者は、ギネス公式認定員によりチェックされ、参加人数から除外という厳格な条件のもと、最終的に503名参加の租税教育として、無事ギネスに認定された。退場時に、記念品としてギネス

のロゴ入りバッジが参加者全員に配られ、大きな一体感と達成感のもと法人会として初のギネスチャレンジは終了した。第二部「懇親会」は、横浜7法人会の青年部会員が一同に会し、総勢103名が出席した。江塚部会長より挨拶があり、第一部のギネス記録達成の報告がなされ、今までの歩みや苦労話を披露された。事業及びギネス達成のお礼の言葉で挨拶を締めた。続いて、県連の串田部会長の乾杯の挨拶により、開宴した。途中、7法人会部会長対抗のギネスクイズ大会があり、各部会長の珍解答に他部会員一同が笑いに包まれ大いに盛り上がった。普段なかなか会う機会のない他部会員との意見交換などの交流も図れ、とても身になる懇親会となつた。



バザー売上金寄贈報告

1月26日(月)
女性部会

長谷川会長、榎本部会長は、11月26日(水)に鶴見区民文化祭会場(鶴見区役所前広場)にておこなった「税の考える週間」行事のチャリティーバザーの売上金の一部を鶴見区社会福祉協議会顧問の征矢鶴見区長と鶴見区内障害者施設等へ寄贈した。



女性部会「新春のつどい」

1月29日(木)
女性部会

みなとみらい グランシェール葉山庵での昼食後、場所をランドマークホールに移し、横浜夢座による観劇 奇跡の歌姫「渡辺はま子」を鑑賞した。シェフの心のこもった食事に懇親を深め、五大路子さん主演の舞台では、笑いあり涙ありと感動し、30名の参加者は心豊かな一日を過ごした。



駒岡支部研修会

2月7日(土)
駒岡支部

25名が参加し、横浜にぎわい座にて「第百四十九回名作落語の夕べ」鑑賞会を実施した。当日の演目は、柳家小袁治「三年目」、柳家蝠丸「浜野矩随」、壇上氣樓龍玉「お直し」、瀧川鯉橋「だくだく」等で寄席の夕べを楽しんだ。



新春講演会

2月10日(火)
公益事業推進委員会

サルビアホールにて、読売テレビ報道局特別解説委員の岩田公雄氏を講師にお迎えして「時代の風—政治経済の変化を読むー」と題しての講演会を開催し、会員並びに一般の方々約400名が来場した。



理事会 1月22日(木)

法人会会議室にて、山田副署長並びに署幹部のご出席を賜り、理事17名・監事3名が出席し開催された。議案は「周年行事引当資産取得資金取扱規程」「会館建設引当資産取得資金取扱規程」について審議をおこない承認された。続いて、各委員会・部会・支部報告事項が各委員長・部会長より説明がなされた。



横浜市からのお知らせ



Q 横浜市の法人市民税にかかる「法人税割の税率」の変更について教えてください。



A (以下のとおり)

平成 26 年度税制改正で、法人住民税法人税割の税率が引き下げられました※(平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から適用)。

なお、平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する最初の事業年度の予定申告時の法人税割の計算方法は、「前事業年度の法人税割額 ×4.7 ÷ 前事業年度の月数」であることにご注意ください。

横浜市の法人市民税に係る法人税割の税率は下表のとおりとなります。

	資本金の額又は出資金の額	税 率	
		平成 26 年 9 月 30 日までに開始する事業年度	平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度
(1)	10 億円以上の法人、保険業法に規定する相互会社及び法人税法第4条の7に規定する受託法人	14.7%	12.1%
(2)	5億円以上 10 億円未満の法人	13.5%	10.9%
(3)	5億円未満の法人	12.3%	9.7%

※ 今回の改正で、法人住民税（法人市民税・法人県民税）法人税割の税率引下げ分に相当する「地方法人税（国税）」が創設されました。



Q 横浜みどり税について教えてください。



A (以下のとおり)

平成 21 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度の法人市民税均等割について、標準税率に 9% 相当額を上乗せして申告納付をお願いしています。

ただし、平成 26 年 3 月 31 日までに開始する事業年度で、法人税割が課税されない場合は、均等割が標準税率となります。

法人の区分		年 領	うち、横浜みどり税	(参考) 標準税率
資本金等の額	従業者数			
上記以外の法人等※	人数にかかわりなく	54,500 円	4,500 円	50,000 円
1千万円以下	50 人以下	54,500 円	4,500 円	50,000 円
	50 人超	130,800 円	10,800 円	120,000 円
1千万円超、1億円以下	50 人以下	141,700 円	11,700 円	130,000 円
	50 人超	163,500 円	13,500 円	150,000 円
1億円超、10 億円以下	50 人以下	174,400 円	14,400 円	160,000 円
	50 人超	436,000 円	36,000 円	400,000 円
10 億円超、50 億円以下	50 人以下	446,900 円	36,900 円	410,000 円
	50 人超	1,907,500 円	157,500 円	1,750,000 円
50 億円超	50 人以下	446,900 円	36,900 円	410,000 円
	50 人超	3,270,000 円	270,000 円	3,000,000 円

※ 次の法人が対象となります。①公共法人及び公益法人等のうち、均等割を課すことができないもの以外のもの（独立行政法人で収益事業を行うものを除く）、②人格のない社団等、③一般社団法人及び一般財団法人（ともに非営利型を除く）、④保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの。

■法人市民税に関する申告先・お問い合わせ先

横浜市 財政局 法人課税課 法人市民税担当 〒231-8316 横浜市中区真砂町 2-22 関内中央ビル9階
電話：045-671-4481 受付時間：午前8時45 分から午後5時15 分まで（土・日・祝日・年末年始を除く）
※こちらでは「納税」及び「納税証明の発行」は、お取扱いしておりません。

■消費税及び地方消費税の 納税は期限内に

消費税及び地方消費税率が、平成26年4月1日より、**8%**となりました

期限内納付のために

課税事業者の方は、期限内納付のための納税資金の積立てをお願いします！

次の表は、簡易課税制度適用事業者の方用に、業種別に積立目安月額を表示したものです。

※ 例えば、小売業で課税売上高が2,000万円の場合、月々の積立額は約27,000円（各月売上高×売上に対する納税額の目安率 1.6%）となります。

区分		卸売業 (第1種事業)		小売業 (第2種事業)		農業、林業、漁業、建設業、製造業など (第3種事業)		飲食店業、金融・保険業など (第4種事業)		不動産業、運輸通信業、サービス業など (第5種事業)	
みなし仕入率		90%		80%		70%		60%		50%	
売上に対する納税額の目安率		0.8%		1.6%		2.4%		3.2%		4.0%	
年間課税売上高	各月売上高	年間税額	積立目安月額	年間税額	積立目安月額	年間税額	積立目安月額	年間税額	積立目安月額	年間税額	積立目安月額
万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
1,000	84	8	0.7	16	1.4	24	2.0	32	2.7	40	3.4
1,500	125	12	1.0	24	2.0	36	3.0	48	4.0	60	5.0
2,000	167	16	1.4	32	2.7	48	4.0	64	5.4	80	6.7
2,500	209	20	1.7	40	3.4	60	5.0	80	6.7	100	8.4
3,000	250	24	2.0	48	4.0	72	6.0	96	8.0	120	10.0

(注1) 上記積立目安額の計算については、簡単なものとするため、経過措置が適用されるものは考慮していません。

(注2) 平成26年1月1日現在のみなし仕入率に基づき計算しています。

(注3) 課税事業者の方の申告所得税及び復興特別所得税が赤字申告となるような場合であっても、消費税及び地方消費税を納付していただく必要が生じる場合があります。

納付方法は

簡単・便利なダイレクト納付をご利用ください！

インターネットにアクセスできるパソコンをお持ちの方は、金融機関・税務署の窓口での納付に代えて、国税電子申告・納税システム（e-Tax）を利用した電子納税ができます。

特に、ダイレクト納付は、①インターネットバンキングの契約が不要、②電子証明書やICカードリーダライタが不要、③即時又は納付日を指定して納付が可能、といった簡単・便利な電子納税方式となっておりますので、ぜひご利用ください。



詳しくは、e-Taxホームページ（<http://www.e-tax.nta.go.jp>）をご覧ください。

更に、個人事業者の方は

個人事業者の方は、安全・便利な振替納税もご利用いただけます！

個人事業者の消費税及び地方消費税や申告所得税及び復興特別所得税は、電子納税や金融機関・税務署の窓口での納付以外に、金融機関の預貯金口座から引き落としの方法により納付ができる振替納税がご利用になります。

振替納税を利用する方は、税務署に備付けの「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」（注）に必要事項を記入・押印の上、税務署又は金融機関に提出してください。

（注）国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）からダウンロードすることもできます。

任意の中間申告制度

○ 制度の概要

直前の課税期間の確定消費税額(地方消費税額を含まない年税額)が48万円以下の事業者(中間申告義務のない事業者)が、任意に中間申告書(年1回)を提出する旨を記載した届出書を納稅地の所轄稅務署長に提出した場合には、当該届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する6月中間申告対象期間^(注1)から、自主的に中間申告・納付^(注2)することができることとされました。

(注1) 「6月中間申告対象期間」とは、その課税期間開始の日以後6月の期間で、年1回の中間申告の対象となる期間をいいます。

(注2) 中間納付税額は、直前の課税期間の確定消費税額の1/2の額となります。また、中間納付税額と併せて地方消費税の中間納付税額を納付することとなります。

なお、任意の中間申告制度を適用する場合であっても、仮決算を行って計算した消費税額及び地方消費税により中間申告・納付することができます。

○ 適用開始時期

個人事業者の場合には、平成27年分から、また、事業年度が1年の法人については、平成26年4月1日以後開始する課税期間(平成27年3月末決算分)から適用されます。

《改正前》

直前の課税期間の確定消費税額	中間申告回数
4,800万円超	年11回
400万円超	年3回
48万円超	年1回
48万円以下	中間申告義務なし

《改正後》

直前の課税期間の確定消費税額	中間申告回数
4,800万円超	年11回
400万円超	年3回
48万円超	年1回
48万円以下	任意の中間申告(年1回)が可能

留意事項

- 任意の中間申告制度を適用した場合、6月中間申告対象期間の末日の翌日から2月以内に、所定の事項を記載した中間申告書を納稅地の所轄稅務署長に提出するとともに、その申告に係る消費税額及び地方消費税額を併せて納付する必要があります。
※ 期限までに納付されない場合には、延滞税が課される場合があります。

- 中間申告書をその提出期限までに提出しなかった場合には、6月中間申告対象期間の末日に、任意の中間申告制度の適用をやめようとする旨を記載した届出書の提出があつたものとみなされます。

※ 直前の課税期間の確定消費税額が48万円超の事業者(中間申告義務のある事業者)が中間申告書をその提出期限までに提出しない場合には、中間申告書の提出があつたものとみなすこととされていますが、任意の中間申告制度の場合、中間申告書の提出があつたものとみなされません(中間納付することができないこととなります。)。

改正消費税に関する相談

稅務署では、今回の消費税法の改正等について、「改正消費税相談コーナー」を設置して消費税法の改正内容、消費税の納付や価格表示等に関する相談を行っておりますので、最寄りの稅務署にお尋ね下さい。

※ 稅務署での面接による個別相談(関係書類等により具体的な事実関係を確認させていただく必要がある相談)を希望される方は、あらかじめ電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。

消費税率の引上げに伴う中間申告・納付額に関する留意点

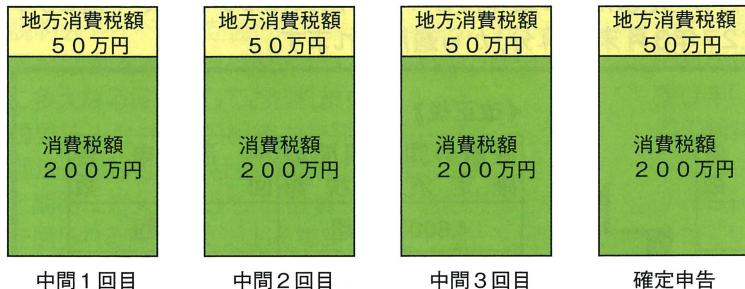
計画的な納税資金の準備を

消費税率は平成26年4月1日から8%(消費税6.3%、地方消費税1.7%)に改定されています。一方、消費税及び地方消費税の中間申告・納付額は直前の課税期間の消費税額(国税)を基礎として計算されています。

このため、消費税率の改定直後においては、今後申告する課税期間が消費税率8%の期間であっても、中間申告・納付額が直前の消費税率5%に対応する金額であるため、確定申告時には、その差額に対応する消費税額を申告・納付する場合がありますので、納税資金の準備をお願いいたします。

3月決算法人の中間申告・納付のイメージ

【課税期間：平25.4.1～平26.3.31】



消費税率 5 %

年税額	1,000万円
中間申告による納付額	750万円
確定申告時の納付額	250万円

【課税期間：平26.4.1～平27.3.31】

(直前の課税期間と同額の課税売上があったとした場合)

消費税率の改定直後においては今後申告する課税期間が消費税率8%の期間であっても、中間申告・納付額は直前の課税期間の消費税額(国税)を基礎として計算します。



消費税率 8 %

年税額	1,600万円
中間申告による納付額	762万円
消費税	$800\text{万円} \times 3/12 = 200\text{万円}$
地方消費税 (改定後の税率適用)	$200\text{万円} \times 17/63 = 54\text{万円}$
(中間申告・納付額は 254万円 × 3回)	

確定申告時の納付額

$$1,600\text{万円} - 762\text{万円} = 838\text{万円}$$

なお、仮決算による中間申告においては、消費税及び地方消費税とともに中間申告対象期間の末日が平成26年4月1日以後である場合には、税率の異なるごとに区分して中間申告による納付額を計算します。

また、事業者の方々が計画的に消費税の納付を行っていただけるよう、確定申告を待たずに自主的に中間申告・納付ができる「任意の中間申告制度」が創設されています。

この制度は平成26年4月1日以後開始する課税期間から適用されます。

新入会員紹介

平成26年12月～平成27年1月

支部名	法人名	正会員・ 賛助会員	代表者氏名	住所	電話	業種	紹介者
市場		賛助会員	山城 稔	平安町2-28-1 ヨコハマアイランドガーデン 225号	516-3880	結婚相談所	(株)トーヨコ
鶴見中央		賛助会員	山本 美登	鶴見中央1-20-5	510-4085	税理士	大同生命保険(株)
豊岡佃野	(有)サンキーセンター	正会員	高橋 徹全	佃野町11-28	582-4469	錠前取扱業	(株)トーヨコ
潮田	(株)桑本	正会員	桑本 譲	寛政町2-1	501-4903	建設業	(株)ツルダイ商事
駒岡	(株)ミハマ建築	正会員	飯川 勝也	駒岡1-33-14	306-5867	建築業	(株)ツルダイ商事

税務無料相談

隔月(奇数月)第3水曜日

■相談日 3月18日(水)、5月20日(水)

■時間 午後1時 ■場所 税理士会事務局(青色申告会館)

☆税務相談される方は 事前に事務局(電話521-2531)までご連絡ください。

なお、税理士の斡旋、無担保・無保証人・低利の公的融資の斡旋は隨時行っておりますので、ご利用ください。

消費税期限内納付 推進運動実施中！



- 消費税は消費者からの預かり金的な性格を有する税です。
- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。

消費税には
申告・納付期限^(※1)
があります。

申告・納付には
e-Taxが
利用できます。

個人事業者の方
は振替納税も
利用できます。

- 期限を過ぎると延滞税がかかります。
- 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額^(※2)に応じて中間申告・納付が必要となります。

直前の課税期間の確定消費税額 ^(※2)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回 (確定申告1回、中間申告11回)
400万円超 4,800万円以下	年4回 (確定申告1回、中間申告3回)
48万円超 400万円以下	年2回 (確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回 (確定申告1回) ^(※3)

※1 法人は課税期間終了日の翌日から2ヶ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。

※2 地方消費税を含まない年税額をいいます。

※3 平成26年4月1日以後開始する課税期間から、自主的に中間申告書(年1回)を提出することができる任意の中間申告制度が設けられました。



第4回 通常総会のご案内

日 時

平成27年6月11日(木)

開会：午後4時(受付開始：午後3時30分)

場 所

ホテルキャメロットジャパン

(横浜駅西口)

総会次第

第1部 総会

- 1 開会の辞
- 2 会長あいさつ
- 3 議長選出
- 4 議事録署名人選出
- 5 議 事

第1号議案 平成26年度収支決算報告承認の件
(会計監査報告)

第2号議案 役員任期満了による改選の件

報告事項 平成26年度事業報告

平成27年度事業計画

平成27年度収支予算

- 6 新会長あいさつ

- 7 功労者表彰

感謝状および記念品贈呈

- 8 来賓祝辞

- 9 閉会の辞

第2部 懇親会

時 間 開会：午後6時 (懇親会の時間が遅れる場合があります)

参加費 6,000円

- * 当日出席される方はご自分の名刺をご持参ください。
- * 申込みをされた方で、急遽欠席される方は必ず事務局へご連絡ください。
- * 総会欠席の場合は必ず委任状をご返信ください。

(公社)鶴見法人会事務局

TEL.045-521-2531 FAX.045-503-2051



公益社団法人 鶴見法人会員

確定申告書ご提出の際は、お手数ですが
この会員シールを切り取ってご利用下さい。